

まだく田代はこれから



12月号
発行所 田代村公民館
電話 19 谷吉一
発行責任者 湯小川
編集責任者 鹿児島市易居町2
南日本新聞社印刷局

十一月六日出勤早々、柴田さん

から電話をさう。何事だらうと
思つて電話に出で見ると、例の明
るい声が「モシ／＼こちらは柴田
ちやがな」心をくすぐるようにな
った。「実は明日から九日迄三
日間、熊本県の芦北林業観察を
森林組合で計画して居るから行つ
てくれないか」と一本釘をさしてお
いて。「実は明日から九日迄三
日間、熊本県の芦北林業観察を
森林組合で計画して居るから行つ
てくれないか」と云う事で、万障
無理に纏合せて観察團に加わり
一帯を主にした、所謂芦北林業を
観察してもらつて参りましたの
私が想入の立場で見て感じたま
での概要を御報告申上げます。

（◎）芦北林業地帯に踏込んで特に感
じた点は

一、林業に非常に努力と工夫が払
はれて居る事。

二、自分が醒めるようにきれいに手
入れを行ひ、松の人工造林

三、名簿に登録される資格

四、職業及び異議申立期間

五、異議申立の決定期間

六、名簿の確定期日

（口）（口）に掲げる者の同居

（口）（口）に

人権擁護委員の制度について

一、人権とは?

憲法の権利義務の章に、基本的人権と規定されている。この基本的人権にはいろいろの内容の自由ないし権利がもっているが、これを要約すれば「国家社会において幸福な生活を営むに必要な人間としての権利」ということができましよう。

この人権は「国内だけで保障され擁護されるものでなく、世界人類の各人が、この権利を擁護する者

軍しなければならない。一九四八年十二月、パリで開催された国連会議において「世界人権宣言」が採択され、これが「すべての国民とすべての國とが達成すべき共通の基準」として、金界人に向つて布告されたのであります。

二、人権を擁護する者

この大切な人権は、国民各自が擁護しなければならないことはい

うまでもありません。国としても立法、行政、司法の各機關を通じて、国民の基本的人権を尊重する建前が設けられ、国民の人権を伸長するなどを司っています。

法務省に人権擁護局があり、各都道府県の地方法務局に人権擁護課

が設けられ、国民の人権を伸長す

るなどを司っています。

十一月四日より十日まで、世界人権宣言九周年を記念する「人権週間」が法務省及全国人権擁護委員会の主唱により、全国的に実施されることになりました。

人権擁護の思想は新憲法の公布後ようやく理解されてきたところでありますが、尚不徹底の感もあります。そこで本週間の実施機会に広報活動の徹底を期し、国民の全てが人権擁護の思想に目覚めることを念願するのであります。

中央から選ばれた本年度の本

週間強調事項は左記の四項目であ

ります。

一、児童の権利の尊重

ユネスコは、本年の「世界人権デー」と決定したので本年における

は人としての固有の尊厳に由来

ます。

二、名譽の尊重

何人を問はず、個人の名譽は尊

重されねばならない。名譽の尊

重ないといふ良心と、社会を明

らかにするといふ良識理念に頼

ります。

「人権週間」について

（林業改良指導員 山下郁男）

（摘要）

（本文）

（本文）